

《ピースチャイルド東京規約》

<第1章 総則>

(名称)

第1条 本会は任意団体「ピースチャイルド東京」という。

(事務所)

第2条 本会は事務所を東京に置く。

<第2章 目的及び事業>

(目的)

第3条 本会は、国内外の青少年を対象に、地球の抱える諸問題を認識し、異文化理解を深めながら平和の尊さ、地球の大切さを学ぶ諸活動を行い、次世代の担い手となる青少年を育成することを目的とする。同時に、これらの諸活動を通じて会員の視野をさらに広げ、地球の平和的発展をめざし自ら行動を起こすことができるリーダーシップを養うものとする。

(性格)

第4条 本会は、広く市民の参加を促し、地球的視野に立ち、一党一派に偏することなく、行動の原則として政治性・宗教性を有せず、営利を目的とせず、民主的運営を行うものとする。

2 本会は、会の目的に賛同する人々によって構成される社団である。

(無償性)

第5条 本会は、活動に参加する者の自発的意思とその人格とを最大限に尊重し、無償性を有することによって、自由に発言し、行動する権利を担保とし、参加する者個人の自己実現の場を提供する。

2 活動に従事する者の労働の対価としての定期的賃金を、原則的には支払わない。但し、余人をもって代え難い特殊な技術を有し、専ら本会の活動に協力する者に対する謝礼などまたは、いかなる手段を用いても、ボランティアの協力を得ることができない場合においてはこの限りではない。

(事業)

第6条 本会は第3条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 国内外での国際交流事業の企画・実施・派遣
- (2) 演劇などの上演の企画・実施
- (3) 国際交流に関する印刷物の出版活動
- (4) 地球の抱える諸問題に関してのセミナー、救援活動、国際会議、啓蒙活動などの企画・実施
- (5) 国内外でのボランティア活動の企画・ニーズ調査・派遣・実施
- (6) その他、目的を達成するために必要な活動

<第3章 会員>

(種別)

第7条 本会の会員は次の通りとする。

- (1) 一般会員（本会の目的及び活動に賛同する個人）
- (2) 学生会員（本会の目的及び活動に賛同する学生・生徒）
- (3) 団体会員（本会の目的及び活動に賛同する団体・企業）

(入会)

第8条 上記のいずれかの会員になろうとする者は、入会届を代表に提出しなければならない

(退会)

第9条 上記のいずれかの会員をやめようとする者は、退会届を代表に提出し、任意に退会することができる。

(除会)

第10条 会員が次の各号のひとつに当てはまる場合、総会の議決を経て代表はこれを除名することができる。
(1) 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為があった場合。
(2) 本会の会員としての義務に違反した場合。

(失会)

第11条 会員が次の各号に当てはまる場合、当然失会する。
(1) 禁治産もしくは準禁治産または破産の宣告を受けた場合。
(2) 死亡もしくは失踪宣言を受け、または会員である会が解散した場合。

(会費)

第12条 会員は総会において別に定めるところにより、会費を納入しなければならない。
2 既納の会費はいかなる理由があっても返還しない。

<第4章 役員>

(委員)

第13条 本会は次の役員を置く。
(1) 委員 5名以上50名以内
(2) 監査委員 2名
2 委員のうち、代表1名、副代表2名、事務局長1名とする。
3 代表及び副代表と事務局長は兼務することができない。

(選任)

第14条 委員及び監査委員は、正会員の中から総会で選任する。
2 委員は互選で代表・副代表及び事務局長を定める。
3 委員と監査委員は兼務することができない。

(委員の役割)

第15条 代表は、本会の会務を総括し、対外的に本会を代表する。
2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるとき、または代表がかけたときはその役割を代理する。
3 事務局長は、事務局を統括する。
4 委員は、代表ならび事務局長を補佐し、委員の議決に基づき、通常の会務を執行する。

(監査委員の任務)

第16条 民法第59条の任務を執行するものとする。

(委員の任期)

第17条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。
2 補欠または増員により承認された委員の任期は、前任または現行者の残任期間とする。
3 委員はその任期満了後でも後任者が就任するまでの間は継続してその任務を行う。

(委員の解任)

第18条 委員が次の各号のひとつに当てはまる場合は総会において正会員の現在数の4分の3以上の議決によってこれを解任する。
(1) 心身の故障のため任務遂行に耐えないと認められ、かつ辞任しない場合。
(2) 会の目的に反した行為があると認められる場合。
(3) 委員であるのにふさわしくない行為がある、またはあったと認めら

れる場合。

- 2 解任の場合は、事前にその旨を告知され、総会で弁明する機会を与えられる。

(委員の辞任)

第19条 委員は次の各号のひとつに当てはまる場合、委員会に辞任を申し込むことができる。委員会はその申し出が合理的と認められる場合、辞任を承認することができる。それについては総会に報告しなければならない。

- (1) 心身の故障のため、任務遂行に耐えない場合。
- (2) 自己の都合による場合。

(事務局)

第20条 本会の事務を処理するために事務局を置く。

- 2 事務局に関する規定は総会の議決により別に定める。

<第5章 顧問>

(顧問)

第21条 本会に顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は委員会の推薦により、代表が書面をもって委嘱する。
- 3 顧問は、会務について、委員会の諮問に応える。
- 4 顧問は、無給とする。

<第6章 特別委員会>

(特別委員会)

第22条 本会の活動のうち、特に規模の大きいもの及び重要なものについては、委員会の承認を経て、特別委員会を設けその実施・運営にあたるものとする。

- 2 特別委員会には、委員長1名・副委員長1名、及び特別委員若干名を置く。尚、委員との兼務は妨げない。
- 3 特別委員会は、委員会に推薦により、代表が書面をもって委嘱する。
- 4 特別委員会には、委員会の規定を準用する。
- 5 特別委員会の事務は本会事務局が行う。

<第7章 会員総会>

(総会)

第23条 通常総会は、毎年1回開催し、代表が招集するものとする。

- 2 臨時総会は、会員の現在数の5分の1以上の者から総会に付議すべき事項を提示して総会の招集を請求された場合、代表はその請求のあった日から20日以内に開催しなければならない。
- 3 総会の招集は少なくとも7日以前にその議事に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。

(総会の議長)

第24条 通常総会の議長は代表とし、臨時総会の議長は会議の度に会員の互選とする。

(総会の議決事項)

第25条 総会は、この規約に別に定めるものの他、次の事項を議決する。

- (1) 活動計画及び予算についての事項
- (2) 活動計画及び決算についての事項
- (3) 財産についての事項
- (4) その他本会の任務に関する重要事項で、委員会において必要と認めるもの。

(定足数)

第26条 総会は、会員の現在数の2分の1以上の出席がなければその議事を開くことができない。但し、その議事につき書面をもってあらかじめ意思を表明した者及び他の会員を代理人として評決を委任した者は出席者とみなす。

(議決)

第27条 総会の議事は、この規約に別段の定めがある場合を除くほか、会員である出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
2 議決権は1人または1団体につき1票とする。

(会員への通知)

第28条 総会議事録の要旨及び議決した事項は、会員に通知する。

(議事録)

第29条 会議には議事録を作成し、議長及び出席者代表2名以上が記名捺印の上、これを保存する。

<第8章 委員会>

(委員会)

第30条 本会に委員によって組織される委員会を置く。

(機能)

第31条 委員会は、この規約に別段定めのある場合を除き、次の事項を議決する。
(1) 総会に付議すべき事項
(2) 総会で議決した事項の遂行に関する事項
(3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(委員会の開催)

第32条 委員会は、毎年6回以上開催し、代表が招集するものとする。
2 委員会は、委員の現在数の3分の1以上が会議の開催を必要と認めた場合、代表が招集するものとする。
3 委員会の議長は代表とする。
4 委員会の招集は、少なくとも7日以前にその議事に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。
5 委員会は、委員の3分の1以上の出席がなければ、議事を開くことができない。但し、その議事につき書面、押印をもってあらかじめ意思を表明した者及び他の委員を代理人として評決を委任した者は出席者とみなす。

(議決)

第33条 委員会の議事は、この規約に別段定めのある場合を除き、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。但し、本会の目的に関し重要と認められる案件については委員の3分の2以上をもって決する。

(議事録)

第34条 委員会は議事録を作成し、委員が記名押印の上保管するものとする。

<第9章 資産と会計>

(資産の構成)

第35条 本会の資産は、次の通りとする。
(1) 会費
(2) 寄付金品
(3) 活動に伴う収入
(4) その他の収入

(資産の管理)

第36条 本会の資産は、代表が管理し、その方法については総会の議決により別に定める。

(経費の支弁)

第37条 本会の活動遂行に要する経費は資産をもって支弁する。

(予算及び決算)

第38条 本会の収支予算は、代表が編成し、委員会及び総会の議決を得なければならない。

(会計年度)

第39条 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終了する。

<第10章 規約の変更及び解散>

(規約の変更)

第40条 この規約は、委員会及び総会において会員の現在数の4分の3以上の賛成議決を得ることによって変更することができる。

(会の解散)

第41条 本会の解散については、総会において会員の現在数の4分の3以上の賛成議決を必要とする。

2 本会の解散時に有する残余財産の処分は、会員の現在数の4分の3以上の議決によるものとする。

<第11章 補則>

第42条 本会の事務所に次の書類を備えなければならない。

- (1) 規約
- (2) 会員の名簿
- (3) 委員の名簿
- (4) 財産目録
- (5) 資産台帳等
- (6) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 委員会及び総会の議事に関する書類
- (8) 庶務日誌
- (9) その他必要な書類及び帳簿

2 前項の書類及び帳簿は、永年保存しなければならない。但し、前項第6号は10年以上、同項第8号及び9号は1年とする。

(細則)

第43条 この規約の執行についての細則は、委員会及び総会の議決を得て別に定める。

付則

(施行期間)

この規約は1991年9月1日から施行する。